

福井県マスコットキャラクター「はぴりゅう」等 着ぐるみ貸出要領

1 趣旨

この要領は、福井県マスコットキャラクター「はぴりゅう」等の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出内容

貸出を行う内容は、別表1のとおりとする。なお、貸出は原則として1行事1体とする。

3 貸出機関

貸出は、福井県交流文化部スポーツ課および別表2に掲げる貸出機関において行う。

4 貸出対象となる行事

貸出の対象となる行事は、次のとおりとする。

- (1) 県内市町が開催する行事
- (2) 県内教育機関が開催する行事
- (3) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体が開催する行事のうち、営利を目的としない行事
- (4) 民間企業が開催する行事のうち、社会貢献活動等、公益的な目的で開催する行事
- (5) 上記以外で、福井県および市町との連携協力の下に開催する行事等、県が公益的観点から適当と判断できる行事

5 使用の承諾

着ぐるみの借用を希望する者（以下「借用希望者」という。）は、借用申請書（様式1）を各貸出機関の所属長（以下「管理者」という。）に提出するものとする。なお、管理者は、申請の内容が次のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを行わないものとする。

- (1) 借用を希望する行事が、前項「4 貸出対象となる行事」のいずれにも該当しないとき。
- (2) 福井県の品位を傷つけるおそれ、または正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) その他管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

6 貸出方法

着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。なお、その作業にかかる経費等は、借受者の負担とする。

7 貸出期間

貸出期間は原則として5日以内とする。

8 貸出量

貸出料は、無料とする。

9 遵守事項

借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、使用報告書（様式2）により、着ぐるみを使用した際の状況を報告すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙1「使用上の注意」を遵守して取り扱うこと。

10 損害の負担

- (1) 借受者は、着ぐるみを不注意に破損および汚損したときは、その修繕やクリーニング等にかかる費用を負担しなければならない。
- (2) 借受者は、着ぐるみに起因することで第三者に対して損害を与えた時は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 着ぐるみの使用により借受者が被った損害に対しては、管理者は一切その責めを負わないものとする。

11 その他

着ぐるみの使用に際して、事前告知のチラシ等において、はぴりゅう等のデザインを使用する場合は、別表2の福井県交流文化部スポーツ課まで、問い合わせること。

附則

この要領は、令和元年8月9日から施行する。

【別表 1】

貸出物品	貸出数	内容・規格等
着ぐるみ各種 はびりゅう、さとりゅう、 すぼりゅう、はなりゅう、 たべりゅう	1 体	エアータイプ着ぐるみ 一式 【内容】 着ぐるみ 1、バッテリー 2、 バッテリー充電器 1 (充電器ケーブル 1 含む)、 ベスト 1、手袋 1、使用・運用マニュアル 1

【別表 2】

貸出機関 (県機関)	電話	FAX
〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1 福井県庁 福井県交流文化部スポーツ課	0776-20-0746	0776-20-0664
〒917-0297 小浜市遠敷 1 丁目 101 嶺南振興局 福井県嶺南振興局若狭企画振興室	0770-56-2216	0770-56-2296

「はぴりゅう」等 着ぐるみ 使用上の注意

■使用にあたって

「はぴりゅう」等は、福井県のマスコットキャラクターです。使用にあたっては、貸出要領および着ぐるみに付属の「運用マニュアル」を良くお読みいただき、適正に使用してください。使用状況等によっては、今後一切の貸出をお断りする場合があります。

■主に以下の点に留意して使用してください ※運用マニュアルより抜粋

- (1) 着脱の際には、個別の更衣室を用意し、関係者以外（特に子ども）の目に絶対に触れないように注意してください。
- (2) 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖・長ズボンを着用してください。また、額からの汗が直接落ちないように、頭部にハチマキやタオル等を着用してください。
- (3) 着ぐるみ運用の1回の活動時間は40分程度です。当日の天候および体調等を考慮して、交代要員を準備するなど、無理のない活動計画を立ててください。また、こまめに水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をしてください。
- (4) 雨天時は、屋外での使用はできません。
- (5) 絶対にしゃべらないでください。
- (6) 視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず誘導係（アテンド）を1名以上つけてください。
- (7) 使用後は、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてください。また、バッテリーの充電も行い、返却してください。※消臭スプレーなどは悪臭の原因になるため使用しないでください。